

「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領」（令和8年4月）Q&A

Q1) 特記仕様書に対象工事として明示された工事では、必ず実施しなければならないのでしょうか

A1) 原則として、さいたま市が発注する全ての建設工事を対象としています。以下のいずれにも該当する工事は、可能な限り実施に努めてください。

- (1) 「立会等」を映像確認できる工種がある工事
- (2) 遠隔臨場の実施が可能な通信環境を確保できる現場

なお、上記の条件を満たしていても実施が困難な場合には、遠隔臨場を実施できなかった理由を記載した書面（工事記録等）をもとに受発注者間で協議し、対応を決定してください。

また、遠隔臨場を実施しないと判断された場合であっても、受発注者は、緊急時における映像・音声による現場確認の手段について事前に確認し、共有してください。

Q2) 緊急時における映像・音声による現場確認の手段とは何が想定されるのか

A2) 緊急時における映像・音声による現場確認の手段としては、「通信機器の種類、通信方法、連絡体制など」を想定しています。

機器や通信方法は、具体的にはスマートフォン等による動画撮影機能を備えたカメラや、Web会議システム等を利用した映像・音声の双方向通信を想定しています。あわせて、緊急時に迅速に連絡できる体制（連絡先の共有、連絡手順、担当者の明確化など）を事前に確認してください。

Q3) 遠隔臨場の効果が期待できる工事とはどのような工事でしょうか

A3) 以下のような工事が想定されます。

- ・土木工事における段階確認、材料確認、立会及び営繕工事における施工立会い、材料検査を、映像確認できる工種
- ・実施可能な通信環境を確保できる現場
- ・施工現場が遠隔地等であり、施工現場との往復に多くの時間を要する工事
- ・立会頻度が多い工事

Q4) 遠隔臨場を実施する場合、土木工事では「段階確認」、「材料確認」、「立会」、営繕工事では「施工立会い」、「材料検査」のすべてを遠隔臨場の対象とする必要がありますか

A4) 全てを実施する必要はありません。

本要領では、土木工事の「段階確認」、「材料確認」、「立会」、営繕工事の「施工立会い」、「材料検査」すべてにおいて遠隔臨場の実施を要求するものではありません。実施予定の項目を初回打合せにて設定願います。

また、遠隔臨場では十分な情報を得られなかった場合や、十分な情報が得られないと事前に判断した場合は通常通り臨場による確認等を実施してください。

なお、第三者も交えた立会い等では通常通り臨場による確認を基本としてください。

Q5) スマートフォンでも遠隔臨場はできますか

A 5) 実施できます。

スマートフォンでも TV 電話や Web 会議システムを用いることにより遠隔臨場を実施することは可能です。その際には、安全に十分に留意願います。また、原則としてカメラを手に持って歩きながらの撮影行為は禁止します。

Q6) 発注者側のタブレット端末は用意する必要がありますか

A 6) 発注者側の端末を用意する必要はありません。

既存のインターネット接続可能なパソコン等で対応可能ですので、遠隔臨場を実施する際は、発注者によるソフトウェアのインストールを必要としない Web 会議システム等を選定してください。

Q7) 遠隔臨場実施の有無によって、工事成績評定の加減点の対象となりますか

A 7) 加減点対象となりません。